



～宅建くしろ～

平成30年3月22日発行

# 支部情報 2017. No.6

発行：(公社)北海道宅地建物取引業協会釧路支部 発行人：小泉 弘 編集人：尾越史典  
釧路支部ホームページ <http://www.takken-kushiro.jp/>



## \* 支部会員会議 開催のご案内 \*

第7回支部会員会議を4月24日(火)にANAクラウンプラザホテル釧路にて開催します。

なお、案内及び会議資料は4月中旬に送付いたします。出欠回答の葉書を期日までに返信くださいますようお願い申し上げます。

(総務財務委員会)

## ■ 全宅連の弁護士による無料電話法律相談のご案内

全宅連では、宅建協会会員限定で弁護士による電話法律相談を実施しています。ご相談をご希望される場合は、全宅連ホームページにて実施概要等をご確認の上お申込み下さい。ホームページを閲覧できない場合は、支部事務局までお問合せ下さい。

### 【開催日時】

第2・第4金曜日(休日の場合は前日) 午後1時～午後4時

《平成30年度の開催日》	平成30年	4月13日(金)	4月27日(金)
		5月11日(金)	5月25日(金)
		6月8日(金)	6月22日(金)
		7月13日(金)	7月27日(金)
		8月10日(金)	8月24日(金)
		9月14日(金)	9月28日(金)
		10月12日(金)	10月26日(金)
		11月9日(金)	11月22日(木)
		12月14日(金)	
	平成31年	1月11日(金)	1月25日(金)
		2月8日(金)	2月22日(金)
		3月8日(金)	3月22日(金)

### 【ご相談いただける内容等】

宅地建物取引及びそれに付随する法律事項となります。  
不動産法務に造詣の深い弁護士が対応いたします。

※相談回数は、1日1回、相談時間は1回15分以内、相談内容は1回につき1件とさせていただきます。

※受付は先着順となりますので、相談日時のご希望に添えない場合があります。

※弁護士の体調不良等やむを得ない事情により、急きょ中止となる場合があることをご了承ください。

## 【ご予約方法】

「電話法律相談 予約票」を全宅連へファックス送信

全宅連ホームページ <http://www.zentaku.or.jp/>

トップページ上段右側の「会員の方へ」をクリックし、ページ下段の「弁護士による無料電話法律相談のご案内」へとお進みいただくと、詳細及び予約票が掲載されております。

※予約締切は前日の午後3時までとなります。それ以降の受付は一切承れません。

※完全予約制となります。受付は先着順となりますので、相談日時のご希望に添えない場合があります。

(苦情研修委員会)

## ■ 法令等の改正情報について

### ・定期建物賃貸借に係る事前説明における IT の活用等について

平成 30 年 2 月 28 日 国土動第 133 号、国住賃第 23 号

国土交通省より、空き家等の有効活用や IT 利活用の裾野拡大等の観点から、定期建物賃貸借の事前説明におけるテレビ会議等の IT 活用等について、通知がありました。

(全宅連HP) ⇒ (会員ログイン) ⇒ (法律改正情報)

※ID、パスワードが必要です。事務局までお問合せ下さい。

(企画広報近代化委員会)

## ■ 事務所の休業のお知らせ

下記事由につき、支部事務所を休業します。

4月16日(月)	事務局都合
4月24日(火) 午後～	第7回支部会員会議
4月27日(金)・5月2日(水)	事務局都合
5月28日(月)～30日(金)	本部第7回定時総会

(総務財務委員会)

## ■ 支部会員 入・退会・移動情報

### ★ 入 会 (準会員)

1月 5日

大臣 (1) 9283 号

(株)土屋ホーム 釧路支店

政令使用人 芳賀 健二

専任宅建士 芳賀 健二 (石狩 15905 号)

釧路市昭和南 3 丁目 16-19 阿寒農業協同組合釧路支店ビル

Tel (0154) 68-5535 Fax (0154) 55-1180

### ★ 退 会 (正会員)

1月19日 期間満了

釧路 (7) 365 号

(株)都市環境開発

代表取締役 大澤 文昭

専任宅建士 大澤 文昭 (釧路 428 号)

釧路市美原 5 丁目 63-15

Tel (0154) 36-0111 Fax (0154) 36-6396



3月 1日 廃業  
釧路 (11) 225号

(株)栄建  
代表取締役 飯田 勝也  
専任宅建士 長崎 順子 (釧路 251号)  
釧路市浪花 12丁目 1-16  
Tel (0154) 24-3798 Fax (0154) 23-8501



★ 退 会 (準会員)

2月 27日  
大臣 (2) 7766号

(株)土屋ホーム 釧路支店  
政令使用人 芳賀 健二  
専任宅建士 芳賀 健二 (石狩 15905号)  
釧路市昭和南 3丁目 16-19 阿寒農業協同組合釧路支店ビル  
Tel (0154) 68-5535 Fax (0154) 55-1180

★ 商号変更

(株)土屋ホーム不動産 釧路支店 (旧: (株)土屋ホーム 流通釧路支店)

(株)土屋ホーム不動産 釧路東営業所 (旧: (株)土屋ホーム 流通釧路東営業所)

平成30年3月22日現在 正会員105名 準会員22名 計127名

(総務財務委員会)

## ■ 行事・会議報告

### 本 部

2月 8日(木)	第4回総務財務合同委員会兼予算策定委員会	小泉本部理事 出席
2月 6日(火)	第6回理事会	小泉本部理事 出席
3月14日(水)	第5回総務財務合同委員会	小泉本部理事 出席

### 支 部

2月16日(月)	第1回選挙管理委員会	
2月16日(月)	第3回総務財務委員会	
2月21日(水)	釧路宅地建物取引士親交会 第30回通常総会 (アクア・ベール)	小泉支部長 出席
3月 2日(金)	不動産無料相談会	
3月 5日(月)	第6回運営委員会、役員懇親会	
3月 9日(金)	不動産無料相談会	
3月13日(火)	第3回苦情研修委員会	
3月14日(水)	釧路総合振興局 平成29年度第2回移住・定住推進連絡協議会	木村顧問 出席
3月20日(火)	第4回総務財務委員会	
3月20日(火)	第2回選挙管理委員会	
3月22日(木)	生活保護世帯の遊休資産申込に係る抽選会	
3月22日(木)	第3回企画広報近代化委員会	
3月22日(木)	第1回運営委員選考委員会	

(総務財務委員会)

◆ 宅地建物取引士 法定講習日程予定 ◆

開催日	講習会場	受付期間
4月25日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	4月2日(月)～4月6日(金)
5月9日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	
6月6日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	5月14日(月)～5月18日(金)
6月13日(水)	帯広市 ホテル日航ノースランド帯広	
6月20日(水)	函館市 フォーポイントバイシェラトン函館	
6月27日(水)	旭川市 アートホテル旭川	
7月18日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	7月2日(月)～7月6日(金)
7月25日(水)	釧路市 ANAクラウンプラザホテル釧路	
8月22日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	7月30日(月)～8月3日(金)
9月12日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	
9月19日(水)	苫小牧市 グランドホテルニュー王子	
10月31日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	
11月7日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	9月25日(火)～9月28日(金)
11月28日(水)	旭川市 アートホテル旭川	
12月5日(水)	帯広市 ホテル日航ノースランド帯広	11月12日(月)～11月16日(金)
12月12日(水)	函館市 フォーポイントバイシェラトン函館	
12月19日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	

(注意)

- ・有効期限の6ヶ月前から受講出来ます。
- ・宅建協会からの更新案内は、概ね有効期限の約3ヶ月前に道本部より郵送されます。  
(北海道知事の指定する「宅地建物取引士法定講習」の指定機関は2団体あります。)
- ・振興局へ住所変更をされていない場合や、有効期限が切れている場合、更新案内は届きません。資格登録をしている場合、氏名・住所・本籍・勤務先について変更が生じた場合、登録している振興局に変更登録申請書を遅滞なく提出しなければなりません。

(苦情研修委員会)

## ～事務局からのお知らせ～

### 「法定講習（釧路会場）」の開催について

7月25日（水）、「宅地建物取引士法定講習」が5年ぶりに釧路で開催されます。5月下旬頃、対象者には道本部より郵送されます。振興局へ住所変更をされていない場合や有効期限が切れている場合、申込書は届きませんので、事前に事務局までお知らせ下さい。

### 『北海道空き家情報バンク』のご利用を！

「北海道空き家情報バンク」とは、北海道内の空き家及び空き地の有効活用を通して、移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図ることを目的として、道が運営する制度です。（登録・利用は無料です）

所有者から売買等の希望のあった空き家情報を、空き家の利用を希望する方に提供する取組みです

また、「北海道空き家情報バンク」と「移住情報ポータルサイト」との情報を相互リンクし、当該市町村の移住・定住などに関する情報を一連で検索することが可能です。

お問合せ （公社）北海道宅地建物取引業協会 電話（011）642-4422

「北海道空き家情報バンク」ホームページ <https://www.hokkaido-akiya.com/>

### 釧路市の町内会加入への呼びかけをお願いします

転入出の多い時期となり、会員の皆様には業務多忙のところ誠に恐縮ですが、釧路市の町内会加入への呼びかけにご協力をお願いします。

町内会への加入促進用のポスター及びチラシを配布していただける方は、送付致しますので、事務局までお知らせください。

### 釧路市地域安心ネットワーク事業にご協力をお願いします

釧路市地域安心ネットワーク事業とは、地域住民や様々な団体・事業者にご協力いただき、プライバシーに配慮しながら地域を日常的に見守り、必要な支援につなげる体制の事です。

会員の皆様におかれましては、業務の中で地域の見守り活動へのご協力をお願い申し上げます。

詳しくは、釧路市ホームページ <http://www.city.kushiro.hokkaido.jp/>  
上記トップページ検索バナーに「地域安心ネットワーク事業」を入力。



## 「重要事項説明書」における関係法令等の窓口情報について

北海道ホームページに、「重要事項説明書」における関係法令等の北海道及び市町村窓口をまとめたページがございますので、ご活用ください。

北海道ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>  
上記トップページ検索バナーに「重要事項説明書」を入力。

(注意事項)

- ここにまとめたものは、(1) 宅地建物取引業法第35条第1項第2号関連（施行令第3条）の法令に基づく制限、(2) 宅地建物取引業法第35条第1項第14号イ関連（施行規則第16条の4の3）の法令に基づく制限、(3) 条例及び指導要綱等に基づく制限について、北海道及び各市町村における該当の有無及び窓口です。
- 平成29年10月20日現在の情報であり、その後変更が生じている場合があります。詳細は各窓口にお問い合わせください。
- 本ページに掲載されている情報の正確さには万全を期していますが、利用者の責任においてご使用ください。



## 支部HPのリンク情報の提供について（お願い）

釧路支部のホームページ上の会員紹介のページに、自社ホームページへのリンクを載せませんか？希望される場合は、事務局までお知らせください。



## 「宅建士バッジ」販売のお知らせ

（一財）ハトマーク支援機構が作成した「ハトマーク宅建士バッジ」の販売をしております。※一人につき一個4,000円（税込）  
ハトマーク宅建士バッジは、北海道宅建協会所属会員の代表者及び従業者であり、宅地建物取引士（主任者）証の交付を受けている者が、販売の対象者となります。購入に際しましては、「ハトマーク宅建士記章交付申請書」及び宅地建物取引士（主任者）証・従業者証明書のコピーや「規程遵守の同意書」などの書類提出が義務付けられております。  
購入を希望される場合は、支部事務局までお問合せください。



## 掲示・携帯していますか？

業者票・報酬規定表・従業者証明書・取引台帳などを事務局で販売しております。購入を希望される方はお問合せ下さい。

(注) 業者票はH27.4.1、従業者名簿はH29.4.1、報酬規定表はH30.1.1に変更されております。正しい掲示や備え付けを行いましょう。